

様式第1号

地域登録検査機関の登録通知書

住 所	
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
登 録 の 区 分	
農産物検査を行う 農 産 物 の 種 類	
農産物検査を行う 区 域	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 の 有 効 期 間	

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、地域登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

長野県知事

印

地域登録検査機関の登録拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく地域登録検査機関の登録を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

長野県知事

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県知事に異議申立てすること

及び

2 県を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式 3 - 1

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関を登録しました。

年 月 日

長野県知事

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
地域登録検査機関の名称		
代 表 者 氏 名		
主たる事務所の所在地		
登 録 の 区 分		
農 産 物 の 種 類		
農産物検査を行う区域		
農産物検査員		
氏 名	農 産 物 の 種 類	証 明 書 番 号
成分検査業務受委託先	受 委 託 の 区 分	
	登録検査機関の名称	
	代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
備 考		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新しました。

年 月 日

長野県知事

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
地域登録検査機関の名称		
代 表 者 氏 名		
主たる事務所の所在地		
登 録 の 区 分		
農 産 物 の 種 類		
農産物検査を行う区域		
農産物検査員		
氏 名	農 産 物 の 種 類	証 明 書 番 号
成分検査業務受委託先	受 委 託 の 区 分	
	登録検査機関の名称	
	代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
備 考		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

年 月 日

長野県知事

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
地域登録検査機関の名称		
代 表 者 氏 名		
主たる事務所の所在地		
登 録 の 区 分		
農 産 物 の 種 類		
農産物検査を行う区域		
農産物検査員		
氏 名	農 産 物 の 種 類	証 明 書 番 号
成分検査業務受委託先	受 委 託 の 区 分	
	登録検査機関の名称	
	代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
備 考		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

年 月 日

長野県知事

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
地域登録検査機関の名称		
代 表 者 氏 名		
主たる事務所の所在地		
登 録 の 区 分		
農 産 物 の 種 類		
農産物検査を行う区域		
農 産 物 検 査 員		
氏 名	農 産 物 の 種 類	証 明 書 番 号
成分検査業務受委託先	受 委 託 の 区 分	
	登 録 検 査 機 関 の 名 称	
	代 表 者 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
備 考		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

様式第3-5号

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出がありました。

年 月 日

長野県知事

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

様式第3-6号

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次の地域登録検査機関の登録が効力を失いました。

年 月 日

長野県知事

登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

様式第5号

年 月 日
番 号

(照会者名) 殿

長野県知事

地域登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照会の概要	地域登録検査機関の登録状況

〇〇年度地域登録検査機関登録状況

【国内産農産物】

整理 番号	県名	地域登録検査 機関名	事務所区分	系統区分	登録状況	事務所数 (従たる事 務所を含む)	検査場所 数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数
			1：主たる事務所 2：従たる事務所	1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	1：新規登録 2：継続 3：休止 4：廃止				
	〇〇都道 府県計	〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件 5：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件	〇〇箇所	〇〇箇所	人	人

〇〇年度地域登録検査機関登録状況

【成分検査】

整理 番号	県名	地域登録検査 機関名	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規登録 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事 務所を含む)	検査場所 数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数
	〇〇都道 府県計	〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件 5：〇〇件	1：〇〇件 2：〇〇件 3：〇〇件 4：〇〇件	〇〇箇所	〇〇箇所	人	人